

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例及び職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第10号

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例及び職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

静岡県立職業能力開発施設の設置、運営及び授業料等に関する条例及び職業能力開発促進法第15条の7第1項ただし書に規定する静岡県立職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練等を定める条例の一部を改正する条例（令和2年静岡県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
-------------	-------------

を

(2) (略)	(2) (略)
(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。	(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、 <u>必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方</u> を行うこと。

に、

	<u>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。</u>
--	--

を

に、

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

(3) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。

(4) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が2,800時間以上であること。

(5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(6) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき40人以下であること。

(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を1名以上配置するものであること。

ア 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「法施行規則」という。）第48条の2第2項第1号から第3号までに該当する者又は同項第4号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に

関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

(8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

(4) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれより難しい場合には、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。

(5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が2,800時間以上であること。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(7) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき40人以下であること。

(8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を1名以上配置するものであること。

ア 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「法施行規則」という。）第48条の2第2項第1号から第

を

「

3号までに該当する者又は同項第4号に
該当する者で研究上の能力又は教育訓練
に関し適切に指導することができる能力
を有すると認められるもの

イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、
研究上の業績があり、かつ、教育訓練に
関し適切に指導することができる能力を
有すると認められる者

(9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、
それぞれ訓練期間1年以内ごとに1回行う
こと。

に、

「**第5条** (略)

第9条 (略)

を

「**第5条** 法第23条第1項第3号の条例で定めるものは、第1条に規定する職業能力開発校において職業の転換を必要とする求職者その他新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）及び同条に規定する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練とする。

第9条 法第23条第1項第3号の条例で定めるものは、第1条に規定する職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校において職業の転換を必要とする求職者その他新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の普通職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）並びに同条に規定する障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練とする。

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。